

西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクトにおける
OTAを活用したプロモーション業務委託仕様書（案）

1 業務の名称

西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクトにおけるOTAを活用したプロモーション業務

2 業務の委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

3 プロジェクト全体の概要

(1) 趣旨

西郷隆盛の生涯のストーリーを通じた、鹿児島県の多彩な魅力（食や文化、産業、自然など）を活用したイベントをはじめとする様々な取組により、観光客の誘客等による域外からの消費拡大や、魅力ある歴史・文化等を楽しむ体験・交流や学びを通じて鹿児島県への愛着や誇りを醸成し、「鹿児島ファン」の拡大を図る。

(2) 役割分担

下表の役割分担に基づき、民間及び行政の相互連携により官民一体でプロジェクト全体に取り組む。なお、詳細は「西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクトチーム事業計画（以下「事業計画」という。）」を参照。

西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクト（令和8年度の取組）	
<p>プロジェクトチーム 事務局：鹿児島観光コンベンション協会</p>	<p>鹿児島市 事務局：鹿児島市観光戦略推進課</p>
<p>[役割]誘客・受入 [テーマ]グルメ [主な取組] ・新グルメメニュー造成支援 ・PR イベント ・SNS・WEB プロモーション ・マップ制作 ・OTA プロモーション ・セールス 等 ※網掛けが当該業務</p>	<p>[役割]市内機運醸成、コンテンツ造成 [主な取組] ・全体の事業計画策定 ・全体のポータルサイトの制作 ・記念イベントの開催 ・体験プログラム造成支援 ・市内の機運醸成 ・県や関係都市との連携 等</p>

4 業務の前提

ミッション	<ul style="list-style-type: none">・ 鹿児島市への誘客及び満足度の向上によるリピーターの増加・ 鹿児島市内の観光事業者の新たなビジネスチャンスの創出・ 鹿児島市民の鹿児島への愛着や誇りを醸成しレガシーへとつなげる
バリュー	<ul style="list-style-type: none">・ 西郷隆盛に関する魅力の商品化、アップデート・ 地元で愛されるものを観光客に楽しんでもらう素地づくり
ターゲット	目的：誘客及び観光消費の拡大 詳細：首都圏及び関西圏等に居住する40～60代

5 業務の目的・概要

令和9年度に西郷隆盛生誕200年を迎えることを契機とし、鹿児島市への誘客を促進するため、OTA（オンライントラベルエージェント）を活用し、鹿児島市の観光情報を発信するプロモーションを行う。

(1) 対象

OTAの会員

(2) 実施時期

令和8年10月から令和9年1月まで

(3) 鹿児島市への送客・滞在等につなげる企画の実施

① OTAに特集ページを設け、鹿児島市の西郷隆盛に関連する魅力や観光情報等の発信を行うとともに、送客・滞在に繋げる仕組みを展開すること。なお、特集ページ等は令和8年10月から令和9年1月までの間で28日以上掲載すること。

② 全ての参画宿泊施設へ働きかけて、西郷隆盛に関する共通するタイトルをつけた宿泊者への特典付きプランを設けるよう努めること。なお、特典に関する費用は本事業委託料には含めず、各宿泊施設等において負担すること。

特典例：特別料金プラン、部屋の無料グレードアップ、ドリンクチケットやお土産等 特典付きプランは、本事業終了後も一定程度利用できることが望ましい。

③ 鹿児島市の食や体験型観光メニュー等の消費額増につなげるため、かごしま市観光ナビへの誘導を行うこと。

④ 多くの会員へ情報が届くよう、企画書に基づいた特集ページ等の効果的な周知を行うこと。

(4) 実施結果の報告

指定の期限までに、実施概要、実施結果及び効果、その他二次的なプロモーション効果等）を取りまとめ、報告するものとする。報告は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすく行うこと。

6 その他

(1) 契約後速やかに本業務のスケジュール表を提出すること。

- (2) 業務履行にあたっては、西郷隆盛生誕200年・没後150年記念プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）と協議のうえ行うこと。また、必要な変更については必ず応じるものとする。
- (3) 企画提案に基づく宿泊者数や特集ページのアクセス数等の目標達成が確実なものとなるよう措置を講じること。
- (4) 契約額は、当該業務の履行に必要な全ての経費を含むものとする。
- (5) 業務履行にあたり、疑義が生じた場合には、チームと協議しその指示に従うこと。
- (6) 業務履行が完了した際には、業務完了報告書を提出すること。
- (7) 業務完了報告書にて特集ページのアクセス数を集計し、その詳細データを提供すること。
- (8) 成果品の著作権はチームに帰属するものとする。ただし、OTAに設ける特集ページについては、この限りではない。
- (9) 著作権や肖像権など権利関係は、受託者において処理すること。
- (10) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じてチームと協議して定めること。